



2025年4月7日

各 位

会 社 名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 敏雄
(コード番号 1821 東証プライム)
問合せ先 法 務 部 長 横 山 勝
(TEL 03-4582-3000)

当社に対する訴訟の経過に関するお知らせ

2017年12月8日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、原告という。）より2017年11月28日付にて訴訟の提起を受け、現在係争中ですが（2018年7月13日付「現在係争中の訴訟に係る訴えの変更に関するお知らせ」及び2022年10月18日付「現在係争中の訴訟に係る訴えの変更に関するお知らせ」記載のとおり、その後、原告より請求額の増減がなされております。）、本訴訟及びその関連訴訟（以下、本訴訟という。）は調停に付されているところ、本訴訟に関して、2025年3月13日付で東京地方裁判所により民事調停法第17条に基づく調停に代わる決定（以下、本件17条決定という。）がなされましたので、お知らせいたします。

本件17条決定は、当社に関する部分といたしましては、①原告に対し、当社が本件解決金として30億7500万円を支払うこと、及び、②当社と原告及び共同被告らのいずれとの間でも本件に関してその他に何らの債権債務のないことを相互に確認すること、を主な内容としております。

これに対し、2025年3月21日付で他の当事者より民事調停法第18条1項に基づく異議の申立がなされたため、同条4項に基づき、本件17条決定は効力を失い、本訴訟については引き続き審理及び裁判がなされることとなりました。

当社としましては、本訴訟において、引き続き、当社の主張を適切に展開してまいります。

本訴訟が当社の今後の業績に与える影響を現時点で見通すことは困難であることから、本訴訟の当社業績に対する影響は見込んでおりません。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上